

(9) インボイス特例 <第12～13回対象>

補助事業の終了時点において、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受けていることを確認できないと、補助金をお受け取りいただけなくなります。

<要件>

- 補助事業の終了時点において、適格請求書発行事業者の登録が確認できることおこたる

<必要書類>

交付決定された際の状況によって異なります。

交付決定時の状況	実績報告時必要書類
①「適格請求書発行事業者の登録通知書の写し」 ②「登録申請データの『受信通知』を印刷したもの」 上記①・②のいずれも未提出の事業者	「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し
交付決定時の状況	実績報告時必要書類
上記①・②のいずれかを提出済の事業者	インボイス特例に係る書類は提出不要

- 補助事業の終了時点で適格請求書発行事業者の登録を受けていない場合は、インボイス特例での交付決定を受けていても、特例は適用されません。
※ 登録には時間を要します。期限内に登録できるよう余裕をもって申請してください。
- 通常枠や特別枠に規定している要件を満たさない場合は、交付決定を受けていたとしても、当該特例の対象外です。

詳しくは「補助事業の手引き」をご参照ください。

登録申請手続きについては、下記をご覧ください。

適格請求書発行事業者登録申請の手続きについて

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

(国税庁のサイトに移動します)